Osaka Medical Practitioners' Association

2013年6月 No.113

発行 大阪府保険医協会

http://oh-kinmui.jp/ E-mail web@oh-kinmui.jp 〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721代 FAX06-6568-2389

勤務医フォーラム

各種共済制度のお申し込みや、開業についての ご相談、ご意見など、ぜひお寄せください。

http://oh-kinmui.jp/

医療を金儲けの道具に されないためにできること

勤務医部会担当副理事長 川崎 美榮子



TPP後の日本の医療がど うなるか、懸念が広がり始め た。安倍総理は皆保険は守る と連呼しているが、TPP前 夜にして、かんぽ生命が新商 品を開発して売り出すことを 禁じられた。がん保険への参 入も邪魔されていて、すでに がん保険の外資系の保険会社 のシェアは80%に昇るとい う。

医薬品はたちまち高騰する だろうと言われている。薬価 制度でがんじがらめの保険制 度に入ることをグローバル企 業の製薬会社は望まず、高い ままで薬を販売したいだろう と考えられている。下げよう とすると、企業は日本を訴え ることのできる「毒饅頭条項」 も備えている。

先端医療や技術についても 同じことがいえる。あえて値 段を下げて保険診療をしなく ても、高額な医療費を負担で きる階層の人たちだけを相手 にしていれば良いからであ る。しかし、それではいつま で経っても保険収載されない ということになりかねない。

医師と技術をセットで海外 に輸出しようという議論もさ れている。すでに海外に拠点 病院を持ち始めたところもあ る。また、国内での特区構想 も進んでいる。輸出できるも のが品薄になったからと言っ て、なんでも金儲けの道具に してよいというものではな

医療者のサイト; m3ニュ ースが「混合診療が解禁にな



ったらどうするか?」という アンケートを実施した。「自 由診療にシフトする」とした のは12.5%、「保険診療主体 で行く」と応えたのは87.5 %であった。「患者が負担で きない」「現状のシステムが 良い」という意見、高齢者や 低所得者のことを考えて反対 する意見もあったのは、まだ この国の医師たちの健全性を 反映していると考える。

一方で、「収入が増える」 と期待する意見もあったが、 日本ではすでに歯科で混合診 療に走った時代があり、結果 ごく一部を除いて、おしなべ て収入は減ったという歴史を 持っている。

この時代、大いに議論に参 戦いただいて、少しでも日本 の医療をよくすることにご参 加ください。

保険医賠償責任保険

居宅介護支援事業・居宅サービス事業については、別途保険をご用意しております。

個人の責任問われる時代、診療に専念できる心のささえ

「保険医賠償責任保険」は大阪府保険医協会と三井住友海上火災が提携して運営 されています。種類は「A」、「B」、「C」の3つのセットがあり、いずれかを 選択していただきます。

本制度の特徴

- 1. 有利な団体割引15%が適用されています。
- 2.万一の事故の際には、豊かな経験と知識を生かし、保 険医協会と三井住友海上がサポートします。
- 3. 相手方に支払う損害補償金だけでなく、弁護士費用等 の訴訟費用、応急手当の費用まで補償します。
- 4. 保険料は会費口座からの引去りですので、キャッシュ レスでご加入できます。

ご加入セット ☆標準的な加入プランは『Aセット』になります。

| セ | ット | 型 | Α | В | С |
|----------------------------|------|---------|---------|---------|---------|
| てん補限度額 /保険金支払 /限 度 額 | 医療行為 | 1 事故 | 1 億円 | 5,000万円 | 3,000万円 |
| | | 期間中 | 3億円 | 1億5千万円 | 9,000万円 |
| | 建物設備 | 身体(1名) | 5,000万円 | 4,000万円 | 3,000万円 |
| | | 身体(1事故) | 1 億円 | 8,000万円 | 6,000万円 |
| | | 財物 | 500万円 | 400万円 | 300万円 |
| (年間) 保険料 | 個 人 | 診療所 | 65,520円 | 55,770円 | 50,490円 |
| | 勤 | 務 医 | 43,210円 | 36,750円 | 33,270円 |

●制度内容の詳細につきましては、パンフレット等を必ずご確認ください

住宅購入や増改築、お子さまの教育費、開業にあたっての資金など、 何かと資金が必要な時があります。保険医協会では、勤務医のみな さま方を対象に銀行と提携した融資制度をご用意しています。

「教育貸金/住宅貸金に

※詳しくは税務経営部まで。

■勤務医ローン(近畿大阪銀行提携)

■ドクターローン(近畿大阪銀行提携)

〔教育・育英資金など〕

〔住宅資金〕

[新規開業資金]

最高3,000万円

最高5,000万円

設備資金:最高1億円 住宅資金:最高5,000万円

■みずほ銀行提携ローン

〔新規開業資金、住宅資金など〕

■大正銀行提携ローン

最高6,000万円 〔新規開業資金〕

最高8,000万円

提携住宅ローン(三井住友銀行、ソニー銀行)もあります。お問い合わせください。

保険医協会の 京都銀行が加わりました 提携融資制度

会員の皆様にご利用いただいています協会提携融資制度は、現在、近 畿大阪銀行、大正銀行、池田泉州銀行が取り組んでいますが、5月から 京都銀行が新たに加わりました。ぜひ、ご利用ください。

お問合せ・資料請求は回06-6568-7721・経営税務部(担当・若林)まで

(2013年6月現在)

| 資金種類 | 利率 | 限度額 | |
|--------|--------|---------|--|
| 新規開業資金 | 1.275% | 6,000万円 | |

※1,000万円までは原則、担保不要

※社保または国保からの診療報酬振込銀行として京都銀行を指定

厚生労働省が考える「労働時間の管理」と「雇用の質」向上

勤務医の働く環境はどう変わるのか?

厚生労働省医療労働企画官中野孝浩氏を迎えての講演会のご案内

国時 8月31日(土) 午後2時30分~

会場 新大阪ワシントンホテルプラザ2階

お申込み・お問合せ 206-6568-7721 FAX 06-6568-2389 (田川まで)

2010年8月、厚生労働省労働基準局に労働条件政策課が設置され、 2011年に出された「5局長通知」は、医療労働、特に看護師の働く問 題を大きく取り上げ、「医療労働企画官」というポストもできました。 2012年9月、「医療分野の雇用の質向上プロジェクトチーム」が発足 し、勤務医を含めた医療機関全体の勤務環境の改善の検討が進められ、 今年2月には「6局長通知」が取りまとめられました。こうしたなか、 これからの勤務医の働く環境はどう変わろうとしているのか、医療提 供体制の改革の中で、医療法改正の議論がスタートしている中、どの ように取り組むのかなどのお話していただく予定です。

第5回全国保団連勤務医交流会/記念講演「医師法21条の正しい解釈と医療事故―無用な警察届出回避のために―」

大 阪 保 険 医 新 聞

警察への届出義務は死体の外表面を 検案して異状を認識した時のみ

大阪府保険医協会勤務医部会/協仁会小松病院院長 原田 佳明

6月2日、第5回保団連勤務医交流会が東京浜 松町で開催され、いつき会ハートクリニックの佐 藤一樹氏(東京協会勤務医委員会委員)による記 念講演「医師法21条の正しい解釈と医療事故一無 用な警察届出回避のために」が行われた。講演の 要旨を報告する。講演の中でもふれられたが、佐 藤氏は2001年に心臓手術後の患者が死亡した東京 女子医大事件で、大学側が発表した誤った内部報 告書が原因で起訴され、その後の2009年に東京高 裁から完全無罪判決を受けた経験をもつ。

異状死体等の届出義務

医師法は「医師の業とは何か」を規定する法律 であるが、同法21条を本当に理解している医師に はめったに出会わない。医師法第21条 [異状死体 等の届出義務]は、「第4章業務」に記載された 「業務」の一つであり、「医師は、死体を検案して 異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警 察署に届出なければならない」と定められている。 つまり、「死体の外表面で異状を認めた場合に限 り、警察への届出義務が発生する」というものだ。

言うまでもなく医療刑事事件の端緒は「警察へ の届出」であるが、この10年間の警察届出立件送 致数に占める医療機関からの届出割合は大きい。 その根底には、「過失」や「異状死」の文言をつ け加えた医師法21条の拡張解釈と言える「混乱的 "超"解釈」に起因するものも多い。刑事責任は 刑罰であり、医業停止や医師免許剥奪、雇用契約 上の処分に連動する。また「無用な届出」で誰か を人身御供として警察に差出すことにより、組織 防衛を図ることもある。結果、真実とかけ離れた ものとなり、再発防止や医療安全に資することは ない。告発とは、「捜査機関に対し、犯罪事実を 申告して犯人の処罰を求める意志表示」であり、 医師法21条の条文にはそのような趣旨はない。

都立広尾病院届出事件の教訓

この医師法21条の解釈をめぐり最高裁まで争わ

れた事件が「都立広尾病院届出事件」である。「都 立広尾病院届出事件」とは、看護師が消毒液を誤 注入したことにより患者が死亡した事件で、担当 医と院長がその死亡について警察への届出をしな かったために医師法21条違反で有罪となった。「医 師法21条の届出義務の発生時期」が争点となり、 第一審では、担当医は患者の死亡時に看護師の消 毒液の誤注入の経緯を知っており、「異常な経過 による死であることを認識していた」として、死 亡時刻を届出義務発生時刻とした。

しかし第二審では、担当医は死亡時には死体の 異状を認識しておらず、翌日の「病理解剖立合い」 で外表の検査をして「誤注入した右腕静脈に沿っ て赤い色素沈着」を認め、異状を認識したとして、 「死体検案時に届出義務が発生した」と修正、24 時間以内に届出しなかったために有罪とされ、最 高裁もこの二審判決を支持し2004年に判決が確定 した。この判決により、医師法21条について、① 診療行為の「経過の異状」を認識しても届出義務 は発生しない、②届出義務は「死体をじっくり見 て外表面を検査(検案)して、異状を認識すると 発生する」という法解釈が確立された。

放置される医師法21条の混乱的"超"解釈

しかし、最高裁判決後も「医療過誤や医療行為 の過失が明らかな死亡事故の場合は、患者の生死 にかかわらず警察に届出しなくてはならない」と いう「混乱的"超"解釈」がされ続けている。そ の原因のひとつは、メディアや法律家による「最 高裁判決要旨部分切り取り解釈」の意識的なミス リード。もうひとつは、医師自身が都立広尾病院 届出事件の高裁判決と最高裁判決を直接読んでい ないことである。

前者では「死体の外表を検査して異状を認めな ければ届出する必要ない」部分が切り捨てられた ために「医師が診察していた患者が死亡したら、 業務上過失致死の罪責を問われるおそれがある場 合にも警察届出義務がある」と誤解している。も



講演するいつき会ハートクリニックの 佐藤一樹氏

うひとつの誤った運用解釈は後者の理由に加え て、「異状死体」から「体」を取り去り「異状死」 という別概念を21条に関連付けた1994年5月作成 の日本法医学会「異状死ガイドライン」に起因し ており、最高裁判決後も修正されていないためで

法改正以前に必要な正しい理解

医療者非医療者にかかわらず、原因究明や刑事 訴追が医療安全に即つながると考える人もいる が、そんなに簡単なことではない。しかし、2004 年9月の最高裁判決後、医療側が安全対策・再発 防止のリーダーになることを放棄して厚生労働省 に丸投げした。「医療事故に係る仕組み等に関す る検討部会」座長には、数々の警察庁の要職を勤 める警察側の代表が就いたため刑事責任追及ばか りに議論が傾倒した。今年5月29日に同検討部会 は、国内すべての病院や診療所を対象に、診療行 為に関連して患者が予期せず死亡した場合、民間 の第三者機関への届出と院内調査の実施を医療機 関に義務付けることを柱とする医療事故調査制度 の概要をまとめた。

今秋には制度創設に向けた医療法改正案議案が 臨時国会に提出される見通しであるが、「再発防 止」でなく「原因究明」に主眼を置く第三者機関 の設置については問題点も多い。法改正以前にい ま必要なものは、目の前の医師法21条の正しい理 解であり、医療安全・再発防止にむけた医療界全 体の議論である。

※大阪協会は2011年7月に佐藤氏を招いて「院内事故調査 委員会、医療報道、そして医療司法のあり方を問う」と 題した講演をいただき、本紙(No100・No102) にインタ ビュー記事を掲載している。



求人(病院・診療所)

- ▶ 或内・整常勤医、療養病棟担当/経 験考慮/東大阪市病院(184床、一般· 療養)/問合せ・070-5665-8013 (明石)
- ▶就常勤医師・当直非常勤医師/地下 鉄谷町線「太子橋今市」駅西/徒歩5分 /大阪市旭区大宮5-4-24/藤立病院/ 委細面談/問合せ・06-6955-1100(事 務長)
- ▶ 或内科医(週4日~)/医療法人さく ら会さくら会病院/大阪狭山市/南海高 野線「金剛」駅/徒歩約10分/問合せ・ 072-367-0266 (橋本)
- ▶ 或 耳鼻咽常勤医 / 耳鼻の手術積極的 に取り組めます/耳鼻咽喉科サージク

- リニック老木医院/問合せ・0725-47-3113 (事務長) oiki-clinic.jp
- ▶<mark>求内科常勤医</mark>/週4日勤務可/JR 「茨木」駅/徒歩5分/茨木市駅前町3-2-2-404/たかみクリニック/委細面談 /問合せ・072-631-3001

テナント物件/貸・売・継承医院

- ▶テナント物件/東成区東小橋3-17-1 / J R・地下鉄・近鉄「鶴橋」駅/徒歩 1分/千日前通に面しアーケード有/新 築医療ビル2・4・5階/約26坪/1階 薬局契約済/3階歯科盛業中/耳鼻・眼・ 整・皮フ・小児・婦人科向き/問合せ・ 090-5660-3973 (近藤)
- ▶テナント物件/枚方市津田元町1-8-3

- / J R学研都市線「津田」駅/徒歩5分 /国道307号線沿/新築医療ビル/2階 歯科開業中/1階・47坪/3階・44坪/ 問合せ・072-845-6761 (高橋)
- ▶テナント物件(医療ビル)/東淀川区 大隅/大阪市営バス「大阪経大前」徒歩 1分/商業施設隣・人通り多/眼・耳鼻 咽喉・皮膚・小児・心療内科の真空地域 /1階(21坪)・2階3階5階(33坪)/ 内部自由設計可/賃料相談応/問合せ・ 06-6327-0498 (村井)
- ▶テナント物件/阪急「豊中」駅/徒歩 3分/3階143.98坪、商店街沿につき人 通り多/募集科目歯科医以外/区画割は 可能/問合せ・070-5578-5869(稲田)
- ▶テナント物件/八尾市南木の本/J R「八尾」駅バス10分、地下鉄谷町線 「八尾南」駅バス5分/バス停徒歩1分 /木造2階建延べ床面積約50坪、駐車4 台分有/スーパー万代向かい、隣シグマ ドラッグ、ジャパン近い/外装美麗、南 向き(府道バス通りに面し目立ちます) /近医 内科1件のみ/即入居可/問合

- せ・090-9049-8890 (五十嵐)
- ▶テナント物件/南海本線「岸里玉出」 駅前スグ、地下鉄四つ橋線「玉出」駅/ 徒歩5分/2011年10月新築ビル/2F、 3 F部分/1 F眼科です/各階約47坪/ セコム格安/内部自由設計可/問合せ・ 山中眼科06-6661-3075 (FAX06-4703-3666)
- ▶貸医院/地下鉄今里筋線「だいどう豊 里」駅/徒歩2分/鉄筋3階建1階部分 /43坪/即開業可能/介護関係オフィス 可/問合せ・06-6329-1141 (田村)
- **▶貸医院**/柏原市玉手町/近鉄南大阪 線「道明寺」駅/徒歩8分/鉄筋2階建 52坪/駐車4台分有/近医 内科・産科 のみ/診療科目は何でも0 K/問合せ・ 090-5069-6280(松原)
- ▶売医院/内科医院兼住宅建物326㎡/ 土地416㎡/阪急中山駅よりバス12分/ 医域内30棟以上の中高層マンション林 立/当院の他医院なし/問合せ・0797-89-4649 (田畑) 月・水・金・土の9~ 13時 連絡希望